

○高齢者講習実施要領の制定について

(平成10年10月1日甲通達運教第42号)

道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）が、平成9年5月1日公布され、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習制度が定められた。

これに基づく高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）が制定されたことから、高齢者講習実施要領を下記のとおり定めたので通達する。

記

第1 趣旨

この要領は、高齢者講習の実施に関する規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、法第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 講習実施機関

講習は、公安委員会又は講習受託機関（公安委員会から講習の委託を受けた自動車教習所等をいう。以下同じ。）（以下これらを「実施機関」という。）において実施するものとする。

第3 講習日

- 1 講習は、受講者数、実車による指導（自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導をいう。以下同じ。）に用いる普通自動車等を調整し、受講者の利便に可能な限り配慮して実施するものとする。
- 2 運転免許証（以下「免許証」という。）又は法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者の講習日の設定に当たっては、当該者の免許証又は免許情報記録（当該者が免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録）の有効期間を確認し、当該有効期間内に講習を実施することができるよう対応するものとする。
- 3 法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者が受講する講習（以下「臨時高齢者講習」という。）の講習日の設定に当たっては、当該者が同条第6項に規定する期間が1月を超えることとなる日までに受講することができるよう配慮するものとする。

第4 受講日の変更

あらかじめ指定した講習日以外に受講したい旨の申出があった場合には、受講期間内に改めて講習日を指定するものとする。

第5 講習内容等

1 講習指導案の作成

講習は、高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第1）に準拠し、静岡県の実態に即した実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

2 講習の受付

講習の受付に当たっては、高齢者講習通知書、免許証又は免許情報記録個人番号カードによる本人確認を行った上で、高齢者講習受講申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

3 講習施設

受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に可能な施設を確保しなければならない。

なお、受講者は、70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮するものとする。

4 講習用教材

(1) 教本、視聴覚教材等

ア 教本

講習で使用する教本の内容（別紙）について正確にまとめられたものを使用するものとする。

なお、冊数については原則として1冊とし、規格については講習終了後に持ち帰って自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

イ 県内版資料

高齢運転者の身体機能の低下が事故原因であると認められた県内の事故事例等をまとめた資料を作成の上配布するものとする。

ウ 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること、及び安全運転の必要性を理解させる内容のものを使用すること。
また、プロジェクタ等の投影機材、テレビ、DVDプレーヤー等の適切な視聴覚機材を備え付けること。

(2) 普通自動車

マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車であって、運転者席の横の乗車装置に講習指導員（規程第4条に規定する要件を満たす警察職員又は高齢者講習指導員（高齢者講習指導員にあつては、規程第5条第1項の承認

を受けた者に限る。)をいう。以下同じ。)が乗車して講習を行うことができ、かつ、講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を装備したものを必要数整備するものとする。

(3) 運転適性検査器材

運転適性検査器材による指導（自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導をいう。以下同じ。）に用いる次に掲げる運転適性検査器材を整備するものとする。

- ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

5 講習の方法

講習は、次の方法で行うものとする。

(1) 講義

ア 講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令、高齢者の交通事故の特徴及びその防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うものとする。

イ 講義は、原則として講習指導員が行うものとする。ただし、実施機関の実情に応じ、規程第4条第3号及び第4号に掲げる要件をいずれも満たす者に限り、講習指導員以外の者であっても講義を行うことができるものとする。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 実施方法

(ア) 動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査（以下アにおいて「検査」という。）を行い、検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

(イ) 検査は、補助者（講習指導員の業務を補助する者をいう。）が行っても差し支えない。

(ウ) 検査の結果に基づく指導を行うに当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めるものとする。また、当該指導は、講義の時間に行っても差し支えない。

イ 視野等測定結果票の活用

視野等測定後、受講者に視野等測定結果票（様式第2号）を交付し、当該受講者の視野等の状況を理解させるとともに、測定結果に基づき、安全運転上のポイントについて、具体的な危険場面を挙げて指導を行うものとする。

(3) 実車による指導

ア 対象者

実車による指導は、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を保有する者で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）以外のものに対して実施するものとする。

イ 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便を図るため講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全上の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

ウ 使用車両

実車による指導には、実施機関が提供する普通自動車を使用するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、受講者が持ち込んだ車両を使用することができるものとする。この場合においては、当該車両を用いて行う講習を受ける者に対し、実施機関が提供する普通自動車を用いる場合と手数料の額は同一であることをあらかじめ了知させるとともに、当該車両に簡易の補助ブレーキ等を設置する等の安全措置を講ずるものとする。

(ア) 受講者が身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合

(イ) 受講者から車両の持込みの申出があり、当該車両を用いて講習を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合

エ 課題等

実車による指導において実施する課題及びその履行状況の客観的評価に係る判断基準等は、別表第2のとおりとする。

オ 実施方法

実車による指導は、次に掲げる事項に留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うものとする。

(ア) 事前説明

実施前に、受講者に対し、課題の実施要領等に関する事項並びに道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法についての分かりやすい説明を行い、理解させること。この場合において、当該説明に当たっ

ては、運転評価票（高齢者講習用）（様式第3号）の裏面を活用すること。

(イ) 走行時間及び走行距離

受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこと。

(ウ) 課題の実施及び評価

別表第2に定めるところにより、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」をコース等の実情に応じて順不同で実施し、同表の判断基準に従い、運転評価票（高齢者講習用）を用いてその履行状況を客観的に評価すること。

(エ) 安全指導

課題終了後、受講者ごとに、課題の実施結果を踏まえた交通事故の防止に資する適切な運転方法等についての指導を行うこと。この場合において、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(オ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

- a 実車による指導の順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じ、視聴覚教材を有効活用する等して加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。
- b 実車による指導の順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うことができるものとする。

カ 実車の運転に支障がある場合の対応

受講者の体調、降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難である場合には、運転シミュレーターでの代替措置を講ずるなど、できる限り受講者に運転操作の指導を行うものとする。

キ 細目的事項

前記アからカまでに定めるもののほか、実車による指導の具体的な実施要領については、県本部運転免許課長が別に定める。

(4) 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能等に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めるものとする。

る。

6 高齢者講習終了証明書の交付等

- (1) 規程第9条の規定により高齢者講習終了証明書を交付するときは、更新申請書又は免許申請書に高齢者講習終了証明書を添付しなければならないことを教示するものとする。
- (2) 高齢者講習終了証明書は、副本の作成を必ずしも必要としないが、受講者が亡失する等した際に再交付できるようにしておくこと。

第6 講習実施上の留意事項

1 講習の趣旨等の説明

事前説明において、講習の趣旨及び内容について、十分な説明を行うものとする。

2 受講者への配慮

受講者は、一般に講習の受講に不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろんのこと、受付時から講習終了時まで、受講者の心情や体調に配慮した対応に努めるものとする。

3 事故防止

- (1) 受講者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせること。
- (2) 講習に係る事故に備え、実車による指導に使用する車両（第5の5(3)ウただし書の規定により受講者が持ち込んだ車両を除く。）については、対人賠償等の自動車保険に加入すること。

4 合同実施の際の留意事項

次に掲げる講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）及び臨時高齢者講習の対象者は、政令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

- (1) 講習（2時間講習）と講習（運転技能検査対象者が受講する1時間講習）
- (2) 免許証等の更新時等の講習と臨時高齢者講習
- (3) 講習のうちの実車による指導と運転技能検査

5 高齢者講習終了証明書の保管管理

講習受託機関は、公安委員会の公印の印影が印刷された高齢者講習終了証明書を施錠設備のある場所に保管し、適正に管理しなければならない。

第7 特異事案等の報告

講習受託機関は、受講者が関係する交通事故等の特異事案が発生した場合には、特異事案発生報告書（様式第4号）により、その状況を本部長に報告するものとする。

る。